

# 京都市市税条例の一部を改正する条例（平成17年6月8日京都市条例第5号）

（理財局税務部主税課）

地方税法の一部改正に伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

## 1 個人の市民税

(1) 給与の支払をする者で所得税法の規定により源泉徴収義務のあるものについて、当該給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなったものがある場合に給与支払報告書を提出する義務を課すこととします。（第28条の4関係）

(2) 証券取引所に上場されている株式で上場等の日において所有期間が3年を超える株式を同日以後1年以内に証券業者への売委託等により譲渡をした場合の当該譲渡による株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を廃止することとします。

（附則第19条の2関係）

(3) 特定管理株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合とする一定の事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とみなして、株式等に係る譲渡所得等の課税の特例を適用することができるものとします。（附則第19条の2の2関係）

## 2 その他

その他必要な規定の整備を行います。

この条例は、平成18年1月1日から施行することとしました。

京都市市税条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年6月8日

京都市長 梶 本 頼 兼

京都市条例第5号

京都市市税条例の一部を改正する条例

京都市市税条例の一部を次のように改正する。

第28条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「又は第3項」を「又は第4項」に、「第28条の4第3項」を「第28条の4第4項」に改め、同条第2項中「同条第3項」を「同条第4項」に改め、同条第3項中「第3項」を「第4項」に改める。

第28条の4第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 前2項に定めるもののほか、給与の支払をする者で給与の支払をする際所得税法第183条の規定によって所得税を徴収する義務のあるものは、当該給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなったものがある場合においては、その給与の支払を受けなくなった日の属する年の翌年の1月31日までに、当該給与の支払を受けなくなった者で当該給与の支払を受けなくなった日現在本市の区域内に住所を有するものについてその者に係る給与の支払を受けなくなった日の属する年の給与所得の金額その他必要な事項を給与支払報告書に記載し、これを市長に提出しなければならない。ただし、その給与の支払を受けなくなった日の属する年に当該給与の支払をする者から支払を受けた給与の金額の総額が300,000円以下である者については、この限りでない。

附則第19条の2第1項中「同条第2項の規定又は」を削り、「第35条の2第10項」を「第35条の2第9項」に、「第35条の2の2第5項」を「第35条の2の3第4項」に改める。

附則第19条の2の2中「第35条の2の3第1項」を「第35条の2の4第1項」に、「法附則第35条の2の3第4項」を「同条第4項」に、「前条第1項」を「附則第19条の2第1項」に改め、同条を附則第19条の2の3とする。

附則第19条の2の次に次の1条を加える。

(特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第19条の2の2 所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式（以下この項及び次項において「特定管理株式」という。）が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として法附則第35条の2の2第1項に規定する政令で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、市民税に関する規定を適用する。

2 所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理口座（その者が2以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座）に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡（法附則第35条の2の2第2項に規定する特定管理株式の譲渡をいう。）をした場合には、同条第5項において準用する同条第2項に定めるところにより、前条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を計算する。

3 第1項の規定は、法附則第35条の2の2第3項に定めるところにより、第1項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第28条第1項又は第3項の規定による申告書（その提出期限後において納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第28条の2第1項に規定する確定申告書を含む。）に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（当該申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認め

るときを含む。)に限り、適用する。

附則第19条の3第1項中「金額は」を「政令で定める金額は」に改め、同条第3項中「第35条の3第12項」を「第35条の3第11項」に改め、同条第7項中「第35条の3第10項」を「第35条の3第9項」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(市民税に関する規定の適用区分)

第2条 平成18年度分の個人の市民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が1,250,000円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者(法の施行地に住所を有しない者を除く。)に係るこの条例による改正後の京都市市税条例(以下「改正後の条例」という。)第25条の規定の適用については、同条中「3,000円」とあるのは、「1,000円」とする。

2 平成18年度分の個人の市民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が1,250,000円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であったものの所得割(改正後の条例第36条の規定によって課する所得割を除く。以下この項において同じ。)については、改正後の条例の規定中所得割に関する部分(改正後の条例第27条の6第3項を除く。)を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の2に相当する額を控除するものとする。この場合における改正後の条例第27条の6第3項の規定の適用については、同項中「第27条の3、第27条の4及び前2項」とあるのは、「京都市市税条例の一部を改正する条例(平成17年6月8日京都市条例第5号)附則第2条第2項」とする。

3 平成19年度分の個人の市民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が1,25

0,000円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であった者（法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る改正後の条例第25条の規定の適用については、同条中「3,000円」とあるのは、「2,000円」とする。

4 平成19年度分の個人の市民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が1,250,000円以下であり、かつ、平成17年1月1日現在において年齢65歳以上であったものの所得割（改正後の条例第36条の規定によって課する所得割を除く。以下この項において同じ。）については、改正後の条例の規定中所得割に関する部分（改正後の条例第27条の6第3項を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の3分の1に相当する額を控除するものとする。この場合における改正後の条例第27条の6第3項の規定の適用については、同項中「第27条の3、第27条の4及び前2項」とあるのは、「京都市市税条例の一部を改正する条例（平成17年6月8日京都市条例第5号）附則第2条第4項」とする。

5 改正後の条例第28条の4第3項の規定は、平成18年1月1日以後に同項に規定する給与の支払を受けなくなった者がある場合について適用する。

6 改正後の条例附則第19条の2の2の規定は、平成17年4月1日以後に同条第1項に規定する事実が発生する場合について適用する。

7 改正後の条例附則第19条の3（租税特別措置法第37条の13第1項第1号に定める特定株式に関する部分に限る。）の規定は、所得割の納税義務者が中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成17年法律第30号）の施行の日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用し、所得割の納税義務者が同日前に払込みにより取得をした同号に定める特定株式については、なお従前の例による。

8 改正後の条例附則第19条の3（租税特別措置法第37条の13第1項第4号に定める特定株式に係る部分に限る。）の規定は、所得割の納税義務者が平成17年4月1日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用する。

（その他の経過措置）

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長が定める。

（理財局税務部主税課）